

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年12月14日
【計算期間】	第15期中 （自 2021年3月16日 至 2021年9月15日）
【ファンド名】	パインブリッジ日本株式S R I ファンド< D C >
【発行者名】	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白勢 菊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目3番1号 JAビル
【事務連絡者氏名】	小林 徹也
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03（5208）5947
【縦覧に供する場所】	該当なし

1【ファンドの運用状況】

(1)【投資状況】

(2021年10月29日現在)

資産の種類	国 名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日 本	58,115,874	99.07
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		547,038	0.93
合計（純資産総額）		58,662,912	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(2)【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額（円）		基準価額（円）	
第5期末 (2012年3月15日)	(分配付)	18,064,683	(分配付)	5,767
	(分配落)	18,064,683	(分配落)	5,767
第6期末 (2013年3月15日)	(分配付)	23,651,533	(分配付)	7,258
	(分配落)	23,651,533	(分配落)	7,258
第7期末 (2014年3月17日)	(分配付)	27,760,732	(分配付)	7,692
	(分配落)	27,760,732	(分配落)	7,692
第8期末 (2015年3月16日)	(分配付)	36,114,165	(分配付)	10,366
	(分配落)	36,114,165	(分配落)	10,366
第9期末 (2016年3月15日)	(分配付)	45,019,771	(分配付)	9,151
	(分配落)	45,019,771	(分配落)	9,151
第10期末 (2017年3月15日)	(分配付)	37,951,723	(分配付)	10,566
	(分配落)	37,951,723	(分配落)	10,566
第11期末 (2018年3月15日)	(分配付)	44,219,183	(分配付)	12,001
	(分配落)	44,219,183	(分配落)	12,001
第12期末 (2019年3月15日)	(分配付)	45,828,667	(分配付)	11,189
	(分配落)	45,828,667	(分配落)	11,189
第13期末 (2020年3月16日)	(分配付)	34,961,972	(分配付)	8,750
	(分配落)	34,961,972	(分配落)	8,750
第14期末 (2021年3月15日)	(分配付)	55,724,936	(分配付)	14,290
	(分配落)	55,724,936	(分配落)	14,290
2020年10月末日		42,095,801		11,512
11月末日		46,513,466		12,838
12月末日		49,855,974		13,159
2021年 1月末日		50,227,832		13,270
2月末日		52,635,946		13,638
3月末日		57,584,748		14,308
4月末日		56,278,246		13,870
5月末日		57,105,996		14,174
6月末日		56,711,791		14,379
7月末日		57,318,435		14,156
8月末日		57,914,426		14,456
9月末日		58,103,381		15,263

10月末日	58,662,912	15,132
-------	------------	--------

【分配の推移】

期 間			1万口当たりの分配金
第5期	自 至	2011年 3月16日 2012年 3月15日	0 円
第6期	自 至	2012年 3月16日 2013年 3月15日	0 円
第7期	自 至	2013年 3月16日 2014年 3月17日	0 円
第8期	自 至	2014年 3月18日 2015年 3月16日	0 円
第9期	自 至	2015年 3月17日 2016年 3月15日	0 円
第10期	自 至	2016年 3月16日 2017年 3月15日	0 円
第11期	自 至	2017年 3月16日 2018年 3月15日	0 円
第12期	自 至	2018年 3月16日 2019年 3月15日	0 円
第13期	自 至	2019年 3月16日 2020年 3月16日	0 円
第14期	自 至	2020年 3月17日 2021年 3月15日	0 円

【収益率の推移】

期 間			収 益 率
第5期	自 至	2011年 3月16日 2012年 3月15日	8.0 %
第6期	自 至	2012年 3月16日 2013年 3月15日	25.9 %
第7期	自 至	2013年 3月16日 2014年 3月17日	6.0 %
第8期	自 至	2014年 3月18日 2015年 3月16日	34.8 %
第9期	自 至	2015年 3月17日 2016年 3月15日	11.7 %
第10期	自 至	2016年 3月16日 2017年 3月15日	15.5 %
第11期	自 至	2017年 3月16日 2018年 3月15日	13.6 %
第12期	自 至	2018年 3月16日 2019年 3月15日	6.8 %

第13期	自 至	2019年 3月16日 2020年 3月16日	21.8 %
第14期	自 至	2020年 3月17日 2021年 3月15日	63.3 %
第15期中	自 至	2021年 3月16日 2021年 9月15日	8.3 %

（注）収益率は、以下の計算式により算出しております。

$$\text{収益率} = (\text{当期末分配付基準価額} - \text{前期末分配落基準価額}) \div \text{前期末分配落基準価額} \times 100$$

（ご参考）パインブリッジ・ジャパンCSRマザーファンドの投資状況

（2021年10月29日現在）

資産の種類	国 名	時価合計（円）	投資比率（％）
株 式	日 本	1,043,867,400	94.75
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		57,874,075	5.25
合計（純資産総額）		1,101,741,475	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

2【設定及び解約の実績】

期 間			設定口数	解約口数
第5期	自 至	2011年 3月16日 2012年 3月15日	26,291,698	15,512,380
第6期	自 至	2012年 3月16日 2013年 3月15日	9,056,137	7,791,412
第7期	自 至	2013年 3月16日 2014年 3月17日	19,377,180	15,874,894
第8期	自 至	2014年 3月18日 2015年 3月16日	22,089,336	23,338,323
第9期	自 至	2015年 3月17日 2016年 3月15日	21,081,572	6,725,957
第10期	自 至	2016年 3月16日 2017年 3月15日	6,551,240	19,827,913
第11期	自 至	2017年 3月16日 2018年 3月15日	8,571,837	7,642,912
第12期	自 至	2018年 3月16日 2019年 3月15日	8,713,549	4,604,390
第13期	自 至	2019年 3月16日 2020年 3月16日	18,184,214	19,185,839
第14期	自 至	2020年 3月17日 2021年 3月15日	13,261,396	14,221,489
第15期中	自 至	2021年 3月16日 2021年 9月15日	5,083,765	5,594,816

（注）前記はすべて本邦内における設定、解約の実績口数です。

3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期中間計算期間（2021年3月16日から2021年9月15日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

パインブリッジ日本株式SRIファンド<DC>

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第14期 (2021年3月15日現在)	第15期中間計算期末 (2021年9月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	770,589	231,613
親投資信託受益証券	55,375,354	59,293,872
未収入金	-	1,000,000
流動資産合計	56,145,943	60,525,485
資産合計	56,145,943	60,525,485
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	460,281
未払受託者報酬	26,320	31,770
未払委託者報酬	394,686	476,487
未払利息	1	-
流動負債合計	421,007	968,538
負債合計	421,007	968,538
純資産の部		
元本等		
元本	38,995,214	38,484,163
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	16,729,722	21,072,784
（分配準備積立金）	12,785,508	11,109,834
元本等合計	55,724,936	59,556,947
純資産合計	55,724,936	59,556,947
負債純資産合計	56,145,943	60,525,485

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第14期中間計算期間 自 2020年3月17日 至 2020年9月16日	第15期中間計算期間 自 2021年3月16日 至 2021年9月15日
営業収益		
有価証券売買等損益	13,772,371	5,218,518
営業収益合計	13,772,371	5,218,518
営業費用		
支払利息	49	21
受託者報酬	24,379	31,770
委託者報酬	365,663	476,487
営業費用合計	390,091	508,278
営業利益又は営業損失（ ）	13,382,280	4,710,240
経常利益又は経常損失（ ）	13,382,280	4,710,240
中間純利益又は中間純損失（ ）	13,382,280	4,710,240
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,988,985	151,291
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	4,993,335	16,729,722
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,427,925	2,182,996
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	914,384	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	513,541	2,182,996
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	2,398,883
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	2,398,883
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	7,827,885	21,072,784

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で 評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第14期 (2021年3月15日現在)	第15期中間計算期末 (2021年9月15日現在)
1. 期首元本額	39,955,307円	38,995,214円
期中追加設定元本額	13,261,396円	5,083,765円
期中一部解約元本額	14,221,489円	5,594,816円
2. 受益権の総数	38,995,214口	38,484,163口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第14期 (2021年3月15日現在)	第15期中間計算期末 (2021年9月15日現在)
1. 計上額、時価及び差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	中間貸借対照表計上額は中間期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	中間貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

項目	第14期 (2021年3月15日現在)	第15期中間計算期末 (2021年9月15日現在)
1口当たり純資産額	1.4290円	1.5476円
(1万口当たり純資産額)	(14,290円)	(15,476円)

（参考）

当ファンドは「パインブリッジ・ジャパンCSRマザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

「パインブリッジ・ジャパンCSRマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

(1)貸借対照表

区分	注記 事項	(2021年3月15日現在)	(2021年9月15日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
金銭信託		17,677	56,723
コール・ローン		49,222,001	41,442,842
株式		1,134,030,870	1,087,380,950
未収入金		23,163,841	62,224,618
未収配当金		1,123,700	447,500
流動資産合計		1,207,558,089	1,191,552,633
資産合計		1,207,558,089	1,191,552,633
負債の部			
流動負債			
未払金		453,848	16,358,998
未払解約金		41,000,000	51,000,000
未払利息		67	56
流動負債合計		41,453,915	67,359,054
負債合計		41,453,915	67,359,054
純資産の部			
元本等			
元本		480,593,920	424,474,592
剰余金			
剰余金又は欠損金（　）		685,510,254	699,718,987
元本等合計		1,166,104,174	1,124,193,579
純資産合計		1,166,104,174	1,124,193,579
負債純資産合計		1,207,558,089	1,191,552,633

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年3月16日から9月15日まで、および9月16日から翌年3月15日までであります。

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	
有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等の最終相場を、計算期間末日に最終相場がない場合には、直近の日の最終相場で、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 時価が市場で取得できない場合は、価格情報会社または金融商品取引業者・銀行等の提示する価額で評価します。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2021年3月15日現在)	(2021年9月15日現在)
1. 期首元本額	616,055,834円	480,593,920円
期中追加設定元本額	5,171,206円	2,009,101円
期中一部解約元本額	140,633,120円	58,128,429円
元本の内訳		
ファンド名		
りそなジャパンCSRファンド	457,771,898円	402,086,028円
パインブリッジ日本株式SRIファンド < DC >	22,822,022円	22,388,564円
合計	480,593,920円	424,474,592円
2. 受益権の総数	480,593,920口	424,474,592口

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2021年3月15日現在)	(2021年9月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

項目	(2021年3月15日現在)	(2021年9月15日現在)
1口当たり純資産額	2.4264円	2.6484円
(1万口当たり純資産額)	(24,264円)	(26,484円)

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

（2021年10月末日現在）

・資本金の額	1,000,000,000円
・会社が発行する株式の総数	50,000株
・発行済株式総数	42,000株

（２）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、2021年10月末日現在、次の通りです。（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額
単位型株式投資信託	15	34,868 百万円
追加型株式投資信託	55	301,318 百万円
合計	70	336,186 百万円

（３）【その他】

半期報告書提出日前6月以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

5【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

2. 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

3. 当社は、第36期事業年度（2020年1月1日から2020年12月31日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定により、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、第37期事業年度に係る中間会計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定により、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第35期 (2019年12月31日現在)	第36期 (2020年12月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	509,244	792,111
短期貸付金	700,000	500,000
前払金	1,802	1,791
前払費用	21,559	30,575
未収入金	66,346	172,043
未収委託者報酬	449,886	407,943
未収運用受託報酬	266,278	265,337
未収還付法人税等	17,556	-
立替金	3,462	6,848
未収収益	1,347	992
流動資産合計	2,037,483	2,177,643
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	*1 0	*1 0
工具器具備品	*1 0	*1 0
有形固定資産合計	0	0
無形固定資産		
電話加入権	0	0
無形固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
投資有価証券	958	-
関係会社株式	164,013	164,013
敷金保証金	109,816	109,816
預託金	74	74
繰延税金資産	81,814	72,366
投資その他の資産合計	356,678	346,271
固定資産合計	356,678	346,271
資産合計	2,394,162	2,523,915

（単位：千円）

	第35期 （2019年12月31日現在）	第36期 （2020年12月31日現在）
負債の部		
流動負債		
預り金	18,935	20,227
未払金		
未払収益分配金	240	240
未払手数料	165,228	155,092
その他未払金	120,558	169,307
未払費用	492,902	570,920
未払役員賞与	35,110	70,421
未払法人税等	2,759	18,718
未払消費税等	29,005	71,772
リース債務	3,822	3,860
流動負債合計	868,561	1,080,560
固定負債		
賞与引当金	77,360	90,700
役員賞与引当金	15,849	20,245
退職給付引当金	80,317	80,768
役員退職慰労引当金	4,178	4,959
リース債務	13,020	9,159
固定負債合計	190,725	205,833
負債合計	1,059,286	1,286,393
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	58,876	58,876
資本剰余金合計	58,876	58,876
利益剰余金		
利益準備金	265,112	265,112
その他利益剰余金		
任意積立金	230,000	230,000
繰越利益剰余金	219,029	316,468
利益剰余金合計	276,083	178,644
株主資本合計	1,334,959	1,237,521
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	84	-
評価・換算差額等合計	84	-
純資産合計	1,334,875	1,237,521
負債・純資産合計	2,394,162	2,523,915

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第35期 (自2019年 1月 1日 至2019年12月31日)	第36期 (自2020年 1月 1日 至2020年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	2,530,890	2,590,929
運用受託報酬	1,201,694	1,196,595
その他営業収益	185,874	233,542
営業収益合計	3,918,459	4,021,068
営業費用		
支払手数料	1,037,516	1,071,226
広告宣伝費	15,268	12,735
調査費		
調査費	543,109	523,432
委託調査費	851,849	933,686
営業雑経費		
通信費	9,819	10,199
印刷費	61,544	51,441
協会費	5,693	5,417
図書費	1,627	1,455
その他	12,530	-
営業費用合計	2,538,961	2,609,594
一般管理費		
給料		
役員報酬	38,600	38,600
給料・手当	689,368	657,598
賞与	204,183	182,711
役員賞与	33,355	56,845
賞与引当金繰入	38,699	59,509
役員賞与引当金繰入	8,587	19,050
交際費	1,922	973
寄付金	-	281
旅費交通費	12,949	3,593
租税公課	23,793	28,069
不動産賃借料	173,435	174,274
退職給付費用	39,758	43,381
役員退職慰労引当金繰入	780	780
固定資産減価償却費	9,669	1,345
業務委託費	259,971	181,687
諸経費	54,371	47,990
一般管理費合計	1,589,446	1,496,692
営業利益又は営業損失（ ）	209,947	85,218
営業外収益		
受取利息	7,237	6,270
受取配当金	13	3
為替差益	6,172	4,907

雑収入	784	281
営業外収益合計	14,208	11,463
営業外費用		
支払利息	137	154
投資有価証券償還損	-	85
営業外費用合計	137	240
経常利益又は経常損失（ ）	195,877	73,996
特別損失		
固定資産除却損	*1 7	-
減損損失	*2 55,969	*1 8,754
退職特別加算金	15,435	-
投資有価証券償還損	31	-
特別損失合計	71,443	8,754
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（ ）	267,320	82,750
法人税、住民税及び事業税	1,092	5,239
法人税等調整額	3,630	9,448
法人税等合計	4,722	14,688
当期純利益又は当期純損失（ ）	272,043	97,438

(3) 【株主資本等変動計算書】

第35期（自 2019年1月 1日至 2019年12月31日）

（単位:千円）

	株 主 資 本								評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計		
		資本準 備金	その 他資本 剰余金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	任意積 立金	繰越利益 剰余金					利益剰 余金合 計
当期首残高	1,000,000	58,876	-	58,876	265,112	230,000	53,013	548,126	1,607,002	360	360	1,606,642
当期変動額												
当期純利益又は 当期純損失（ ）	-	-	-	-	-	-	272,043	272,043	272,043	-	-	272,043
株主資本以外の 項目の当期中の 変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	276	276	276
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	272,043	272,043	272,043	276	276	271,766
当期末残高	1,000,000	58,876	-	58,876	265,112	230,000	219,029	276,083	1,334,959	84	84	1,334,875

第36期（自 2020年1月 1日至 2020年12月31日）

（単位:千円）

	株 主 資 本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			株主資本 本合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計		
		資本準 備金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金 任意積 立金	繰越利益 剰余金				利益剰 余金合 計	
当期首残高	1,000,000	58,876	58,876	265,112	230,000	219,029	276,083	1,334,959	84	84	1,334,875
当期純損失()	-	-	-	-	-	97,438	97,438	97,438	-	-	97,438
株主資本以外の 項目の当期中の 変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	84	84	84
当期変動額合計	-	-	-	-	-	97,438	97,438	97,438	84	84	97,354
当期末残高	1,000,000	58,876	58,876	265,112	230,000	316,468	178,644	1,237,521	-	-	1,237,521

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)子会社株式 移動平均法による原価法 (2)その他有価証券(時価のあるもの) 期末の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産(リース資産を除く) 建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。主な耐用年数は、建物附属設備5～15年、工具器具備品は5～15年であります。ただし2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 (2)無形固定資産(リース資産を除く) ソフトウェア(自社利用分)については、定額法により、社内における利用可能期間(5年)で償却しております。 (3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末現在の退職給付要支給額を計上しております。退職給付引当金の算定にあたり、期末自己都合退職金要支給額を退職給付引当金とする簡便法を採用しております。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末現在の役員退職慰労金要支給額を計上しております。
4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産及び負債は、主として当事業年度末現在の直物為替相場による円換算額を付しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっております。

未適用の会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）
 - (1)概要
収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。
ステップ1：顧客との契約を識別する。
ステップ2：契約における履行義務を識別する。
ステップ3：取引価格を算定する
ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。
 - (2)適用予定日
2022年12月期の期首より適用予定であります。
 - (3)当該会計基準等の適用による影響
影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。
- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）
 - (1)概要
国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。
 - ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。
 - (2)適用予定日
2022年12月期の期首より適用予定であります。
 - (3)当該会計基準等の適用による影響
影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。
- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）
 - (1)概要
関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続の概要を示すことを目的とするものです。
 - (2)適用予定日
2021年12月期の年度末より適用予定であります。
- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第31号 2020年3月31日）」
 - (1)概要
当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。
 - (2)適用予定日
2021年12月期の年度末より適用予定であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

第35期 2019年12月31日現在	第36期 2020年12月31日現在												
*1 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物附属設備</td><td>141,905千円</td></tr> <tr> <td>工具器具備品</td><td>118,436千円</td></tr> <tr> <td>リース資産</td><td>19,353千円</td></tr> </table> 上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。	建物附属設備	141,905千円	工具器具備品	118,436千円	リース資産	19,353千円	*1 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物附属設備</td><td>141,905千円</td></tr> <tr> <td>工具器具備品</td><td>120,466千円</td></tr> <tr> <td>リース資産</td><td>19,353千円</td></tr> </table> 上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。	建物附属設備	141,905千円	工具器具備品	120,466千円	リース資産	19,353千円
建物附属設備	141,905千円												
工具器具備品	118,436千円												
リース資産	19,353千円												
建物附属設備	141,905千円												
工具器具備品	120,466千円												
リース資産	19,353千円												

（損益計算書関係）

第35期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	第36期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日												
*1 固定資産除却損は、建物附属設備7千円でありま す。 *2 減損損失 (1) 減損損失を認識した資産または資産グループの概 要 <table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th></tr><tr><td>東京都千代 田区</td><td>事業用資産</td><td>建物附属設備、工具器 具備品、リース資産、 ソフトウェア、電話加 入権</td></tr></table> (2) 減損損失を認識するに至った経緯 当事業年度に営業赤字を計上しており、事業用資産につ いて収益性の低下により投資額の回収が見込めないた め、減損損失を認識するものであります。 (3) 減損損失の金額 減損損失の内訳は、建物附属設備26,617千円、工具器具備品8,063千円、リース資産16,450千円、ソフトウエア 962千円、電話加入権3,875千円であります。 (4) 資産のグルーピングの方法 全社を一つの資産グループとしており、減損損失を計上 しております。 (5) 回収可能価額の算定方法 事業用資産については正味売却価額を使用しております ますが、対象資産は売却が困難なため、その帳簿価額を備忘 価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上して おります。	場所	用途	種類	東京都千代 田区	事業用資産	建物附属設備、工具器 具備品、リース資産、 ソフトウェア、電話加 入権	*1 減損損失 (1) 減損損失を認識した資産または資産グループの概 要 <table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th></tr><tr><td>東京都千代 田区</td><td>事業用資産</td><td>工具器具備品、ソフト ウェア</td></tr></table> (2) 減損損失を認識するに至った経緯 当事業年度に営業赤字を計上しており、事業用資産につ いて収益性の低下により投資額の回収が見込めないた め、減損損失を認識するものであります。 (3) 減損損失の金額 減損損失の内訳は、工具器具備品1,894千円、ソフトウ エア6,859千円であります。 (4) 資産のグルーピングの方法 全社を一つの資産グループとしており、減損損失を計上 しております。 (5) 回収可能価額の算定方法 事業用資産については正味売却価額を使用しております ますが、対象資産は売却が困難なため、その帳簿価額を備忘 価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上して おります。	場所	用途	種類	東京都千代 田区	事業用資産	工具器具備品、ソフト ウェア
場所	用途	種類											
東京都千代 田区	事業用資産	建物附属設備、工具器 具備品、リース資産、 ソフトウェア、電話加 入権											
場所	用途	種類											
東京都千代 田区	事業用資産	工具器具備品、ソフト ウェア											

（株主資本等変動計算書関係）

第35期（自2019年1月1日至2019年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	42,000 株	-	-	42,000 株
合 計	42,000 株	-	-	42,000 株

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第36期（自2020年1月1日至2020年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	42,000 株	-	-	42,000 株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません

4. 配当に関する事項

該当事項はありません

（リース取引関係）

第35期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	第36期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日
ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 ・有形固定資産 主として、本社における複合機(工具器具備品)であります。 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 該当事項はありません。	ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 ・有形固定資産 主として、本社における複合機(工具器具備品)であります。 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 該当事項はありません。

（金融商品関係）

第35期（自 2019年1月 1日至 2019年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。

又、当社業務に関する所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入れ、社債発行等による資金調達を行わない方針ですが、子会社への増資がある場合には、所要資金を当社親会社からの借入金により充当することがあります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は銀行の信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関に係る銀行のみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託又は取引相手毎に残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。又、未収入金は概ね海外の関連会社との取引により生じたものであり、定期的に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクについては、個別の案件毎に毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払を実行出来なくなるリスク）の管理

当社は日々資金残高管理を行っております。又、月次で資金繰り予定表を作成・更新するとともに、手元流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持する事等により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
1) 現金・預金	509,244	509,244	-
2) 短期貸付金	700,000	700,000	-
3) 未収入金	66,346	66,346	-
4) 未収委託者報酬	449,886	449,886	-
5) 未収運用受託報酬	266,278	266,278	-
6) 未収収益	1,347	1,347	-
7) 投資有価証券	958	958	-
資産計	1,994,062	1,994,062	-
1) 未払手数料	165,228	165,228	-
2) その他未払金	120,558	120,558	-
3) 未払費用	492,902	492,902	-
4) リース債務（ 1）	16,842	16,842	-
負債計	795,531	795,531	-

（ 1）1年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

1) 現金・預金、2) 短期貸付金、3) 未収入金、4) 未収委託者報酬、5) 未収運用受託報酬、6) 未収収益

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

7) 投資有価証券（投資信託）

投資信託は公表されている基準価額によっております。

負債

1) 未払手数料、2) その他未払金、3) 未払費用

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

4) リース債務

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注2）子会社株式（貸借対照表計上額164,013千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
1) 現金・預金	509,244	-	-	-
2) 短期貸付金	700,000	-	-	-
3) 未収入金	66,346	-	-	-
4) 未収委託者報酬	449,886	-	-	-
5) 未収運用受託報酬	266,278	-	-	-
6) 未収収益	1,347	-	-	-
合計	1,993,103	-	-	-

（注4）リース債務の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
4) リース債務	3,822	13,020	-	-
合計	3,822	13,020	-	-

第36期（自 2020年1月 1日至 2020年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。

又、当社業務に関する所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入れ、社債発行等による資金調達は行わない方針ですが、子会社への増資がある場合には、所要資金を当社親会社からの借入金により充当することがあります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

預金は銀行の信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関に係る銀行のみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託又は取引相手毎に残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。又、未収入金は概ね海外の関連会社との取引により生じたものであり、定期的に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクについては、個別の案件毎に毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払を実行出来なくなるリスク）の管理

当社は日々資金残高管理を行っております。又、月次で資金繰り予定表を作成・更新するとともに、手元流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持する事等により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
1) 現金・預金	792,111	792,111	-
2) 短期貸付金	500,000	500,000	-
3) 未収入金	172,043	172,043	-
4) 未収委託者報酬	407,943	407,943	-
5) 未収運用受託報酬	265,337	265,337	-
6) 未収収益	992	992	-
資産計	2,138,428	2,138,428	-
1) 未払手数料	155,092	155,092	-
2) その他未払金	169,307	169,307	-
3) 未払費用	570,920	570,920	-
4) リース債務（ 1）	13,020	13,020	-
負債計	908,341	908,341	-

（ 1）1年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

1) 現金・預金、2) 短期貸付金、3) 未収入金、4) 未収委託者報酬、5) 未収運用受託報酬、6) 未収収益

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

1) 未払手数料、2) その他未払金、3) 未払費用

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

4) リース債務

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注2）子会社株式（貸借対照表計上額164,013千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
1) 現金・預金	792,111	-	-	-
2) 短期貸付金	500,000	-	-	-
3) 未収入金	172,043	-	-	-
4) 未収委託者報酬	407,943	-	-	-
5) 未収運用受託報酬	265,337	-	-	-
6) 未収収益	992	-	-	-
合計	2,138,428	-	-	-

（注4）リース債務の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
4）リース債務	3,860	9,159	-	-
合計	3,860	9,159	-	-

（有価証券関係）

第35期（2019年12月31日現在）

1. 子会社株式

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	164,013

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託受益証券	958	1,042	84

3. 当事業年度に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

第36期（2020年12月31日現在）

1. 子会社株式

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	164,013

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

（退職給付関係）

第35期（2019年12月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度および非積立型の退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	千円
期首における退職給付引当金	79,579
退職給付費用	10,983
退職給付の支払額	10,246
期末における退職給付引当金	80,317

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金
及び前払年金費用の調整表

	千円
非積立型制度の退職給付債務	80,317
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	80,317
退職給付引当金	80,317
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	80,317

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	10,983千円
----------------	----------

3．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、28,774千円でありました。

第36期（2020年12月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度および非積立型の退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	千円
期首における退職給付引当金	80,317
退職給付費用	10,764
退職給付の支払額	10,313
期末における退職給付引当金	80,768

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	千円
非積立型制度の退職給付債務	80,768
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	80,768
退職給付引当金	80,768
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	80,768

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	10,764千円
----------------	----------

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、27,155千円でありました。

（税効果会計関係）

第35期
2019年12月31日現在

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	（単位：千円）
税務上の繰越欠損金（注）2	562,636
未払金否認	10,895
未払賞与・賞与引当金否認	89,042
退職給付引当金否認	24,596
役員退職慰労引当金否認	1,279
減損損失	17,140
資産除去債務	20,951
その他	9,969
繰延税金資産小計	736,512
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2	562,636
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	92,061
評価性引当額小計（注）1	654,697
繰延税金資産合計	81,814
繰延税金負債	-
繰延税金資産の純額	81,814

（注）1 繰延税金資産から控除された額（評価性引当額）に重要な変動が生じた主な理由は、当期純損失による税務上の繰越欠損金の増加によるものであります。

（注）2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

（単位：千円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（*1）	157,980	194,576	-	-	-	210,080	562,636
評価性引当額	157,980	194,576	-	-	-	210,080	562,636
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（*1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	4.7%
住民税均等割	1.4%
評価性引当額	24.6%
その他	1.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.8%

第36期
2020年12月31日現在

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別内訳

繰延税金資産	（単位：千円）
税務上の繰越欠損金（注）2	404,598
未払金否認	11,242
未払賞与・賞与引当金否認	95,288
退職給付引当金否認	24,731
役員退職慰労引当金否認	1,518
減損損失	18,792
資産除去債務	20,948
その他	9,004
繰延税金資産小計	586,125
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2	404,598
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	109,161
評価性引当額小計（注）1	513,759
繰延税金資産合計	72,366
繰延税金負債	-
繰延税金資産の純額	72,366

（注）1 繰延税金資産から控除された額（評価性引当額）に重要な変動が生じている当該変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額155,128千円の繰越期限切れによるものです。

（注）2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

（単位：千円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（*1）	194,548	-	-	-	100,173	109,876	404,598
評価性引当額	194,548	-	-	-	100,173	109,876	404,598
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（*1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失であるため、注記を省略しております。

（セグメント情報等）

第35期
自 2019年 1月 1日
至 2019年12月31日

1. セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2. 関連情報

（１）製品及びサービス毎の情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益
外部顧客への営業収益	2,530,890	1,201,694	185,874

（２）地域毎の情報

営業収益

（単位：千円）

日本	米国	欧州	アジア	合計
3,457,846	206,738	213,081	40,793	3,918,459

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客毎の情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
FWD富士生命保険株式会社	522,602

（注）当社は、単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

3. セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第36期
自 2020年 1月 1日
至 2020年12月31日

1. セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2. 関連情報

（１）製品及びサービス毎の情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益
外部顧客への営業収益	2,590,929	1,196,595	233,542

（２）地域毎の情報

営業収益

（単位：千円）

日本	米国	欧州	アジア	合計
3,614,518	247,014	146,251	13,283	4,021,068

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客毎の情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
FWD富士生命保険株式会社	678,719

（注）当社は、単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

3. セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

（関連当事者情報）

第35期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

1. 関連当事者との取引

（1）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス B.V.	オランダ、アムステルダム	千ユーロ 18	持株会社	被所有直接 100%	-	-	-	千円 -	-	千円 -

（2）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス US LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 209,089	持株会社	-	あり	経営管理サービス契約	金銭の貸付 *5	千円 700,000	短期貸付金	千円 700,000
								受取利息 *5	千円 7,159	未収収益	千円 1,348
								役務提供に対する対価受取 *3	千円 361,022	未収入金	千円 3,201
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 2	投資運用会社	-	あり	一任契約サービス契約	役務提供に対する対価受取 *3	千円 279,387	未収入金	千円 52,779
								委託調査費の支払 *4	千円 348,860	未払費用	千円 62,038
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド	イギリス、ロンドン	千スターリングポンド 200	投資運用会社	-	-	一任契約サービス契約	委託調査費の支払 *4	千円 211,539	未払費用	千円 43,784
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・アイルランド・リミテッド	アイルランド、ダブリン	千USドル 369	投資運用会社	-	あり	一任契約サービス契約	役務提供に対する対価受取 *3	千円 205,254	未収運用受託報酬	千円 28,970
			千USドル						千円		千円

同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・アジア・リミテッド	ホンコン	28,651	投資運用会社	-	あり	経営管理サービス契約	役務提供に対する対価支払 *2	70,969	その他未払金	10,191
								委託調査費の支払 *4	千円 29,493	未払費用	千円 5,742

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

- *1 上記の表における消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。
- *2 役務提供に対する対価支払は、サービス契約に基づくテクノロジーサービス費用、オペレーショナル・サポート費用等の当社負担額であります。尚、負担額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。
- *3 役務提供に対する対価受取は、サービス契約に基づくオペレーショナル・サポート費用、法務費用等の相手先への配賦額であります。尚、配賦額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。
- *4 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- *5 金銭の貸付に係る利息は、市場金利を参考に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

パインブリッジ・インベストメンツ・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・（ホンコン）・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・リミテッドSarl（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングスB.V.（金融商品取引所に上場しておりません）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項ありません。

第36期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

1. 関連当事者との取引

（１）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス B.V.	オランダ、アムステルダム	千ユーロ 18	持株会社	被所有直接 100%	-	-	-	千円 -	-	千円 -

（２）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス US LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 364,048	持株会社	-	あり	経営管理サービス契約	金銭の貸付 *5	千円 500,000	短期貸付金	千円 500,000
								受取利息 *5	千円 6,187	未収収益	千円 992
								役務提供に対する対価受取 *3	千円 199,017	未収入金	千円 95,976
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 2	投資運用会社	-	あり	一任契約サービス契約	役務提供に対する対価受取 *3	千円 312,108	未収入金	千円 39,898
								委託調査費の支払 *4	千円 354,326	未払費用	千円 63,555
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド	イギリス、ロンドン	千スターリングポンド 200	投資運用会社	-	-	一任契約サービス契約	委託調査費の支払 *4	千円 225,237	未払費用	千円 37,047
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・アイルランド・リミテッド	アイルランド、ダブリン	千USドル 369	投資運用会社	-	あり	一任契約サービス契約	役務提供に対する対価受取 *3	千円 138,787	未収運用受託報酬	千円 24,087
			千USドル						千円		千円

同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・アジア・リミテッド	ホンコン	28,651	投資運用会社	-	あり	経営管理サービス契約	役務提供に対する対価支払*2	105,862	その他未払金	64,579
親会社の親会社	パインブリッジ・インベストメンツ LP	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 53,152	持株会社	-	-	経営管理サービス契約	役務提供に対する対価支払*2	千円 17,732	その他未払金	千円 17,732

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

- *1 上記の表における消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。
- *2 役務提供に対する対価支払は、サービス契約に基づくテクノロジーサービス費用、オペレーショナル・サポート費用等の当社負担額であります。尚、負担額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。
- *3 役務提供に対する対価受取は、サービス契約に基づくオペレーショナル・サポート費用、法務費用等の相手先への配賦額であります。尚、配賦額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。
- *4 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- *5 金銭の貸付に係る利息は、市場金利を参考に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連当事者に関する注記

（1）親会社情報

パインブリッジ・インベストメンツ・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・（ホンコン）・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・リミテッドSarI（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングスB.V.（金融商品取引所に上場しておりません）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項ありません。

（1株当たり情報）

第35期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日		第36期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日	
1株当たり純資産額	31,782円74銭	1株当たり純資産額	29,464円79銭
1株当たり当期純損失金額	6,477円21銭	1株当たり当期純損失金額	2,319円96銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（注）1株当たり当期純損失金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。

第35期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日		第36期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日	
当期純損失	272,043 千円	当期純損失	97,438 千円
普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-
普通株主に係る当期純損失	272,043 千円	普通株主に係る当期純損失	97,438 千円

普通株式の期中平均株式数	42,000 株	普通株式の期中平均株式数	42,000 株
--------------	----------	--------------	----------

（重要な後発事象）

第35期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	第36期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

2. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第37期中間会計期間末 (2021年6月30日現在)		
資産の部		
流動資産		
現金・預金		603,775
短期貸付金		500,000
前払費用		52,626
未収入金		48,031
未収委託者報酬		405,846
未収運用受託報酬		233,969
立替金		10,952
未収収益		886
流動資産合計		1,856,088
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	*1	0
工具器具備品	*1	564
有形固定資産合計		564
無形固定資産		
電話加入権		0
無形固定資産合計		0
投資その他の資産		
投資有価証券		2,034
関係会社株式		164,013
敷金保証金		109,816
預託金		74
繰延税金資産		40,758
投資その他の資産合計		316,699
固定資産合計		317,263
資産合計		2,173,352

第37期中間会計期間末
(2021年6月30日現在)

負債の部

流動負債

預り金	17,616
未払収益分配金	240
未払手数料	147,299
その他未払金	141,312
未払費用	245,023
未払法人税等	12,025
未払消費税等	*2 34,702
賞与引当金	153,946
リース債務	3,880
流動負債合計	756,047

固定負債

賞与引当金	90,810
退職給付引当金	85,982
役員退職慰労引当金	5,349
リース債務	7,214
固定負債合計	189,357

負債合計	945,405
------	---------

純資産の部

株主資本

資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	58,876
資本剰余金合計	58,876

利益剰余金

利益準備金	265,112
その他利益剰余金	
任意積立金	230,000
繰越利益剰余金	326,076
利益剰余金合計	169,036

株主資本合計	1,227,912
--------	-----------

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	34
評価・換算差額等合計	34

純資産合計	1,227,947
-------	-----------

負債・純資産合計	2,173,352
----------	-----------

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

第37期 中間会計期間
(自2021年 1月 1日
至2021年 6月30日)

営業収益		
委託者報酬		1,209,351
運用受託報酬		658,980
その他営業収益		75,915
営業収益合計		1,944,246
営業費用及び一般管理費	*1	1,919,661
営業利益		24,585
営業外収益		
受取利息		2,668
雑収入		170
営業外収益合計		2,839
営業外費用		
支払利息		63
為替差損		4,160
営業外費用合計		4,224
経常利益		23,199
税引前中間純利益		23,199
法人税、住民税及び事業税		1,200
法人税等調整額		31,607
法人税等合計		32,808
中間純損失（ ）		9,608

(3) 中間株主資本等変動計算書

第37期中間会計期間（自2021年1月1日 至2021年6月30日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			株主資本 本合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計		
		資本準 備金	資本剰余 金合計	利益準 備金	その他利益剰余金						利益剰余 金合計
					任意積 立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	1,000,000	58,876	58,876	265,112	230,000	316,468	178,644	1,237,521	-	-	1,237,521
当中間期変動額											
中間純損失（　）	-	-	-	-	-	9,608	9,608	9,608	-	-	9,608
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	34	34	34
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	9,608	9,608	9,608	34	34	9,574
当中間期末残高	1,000,000	58,876	58,876	265,112	230,000	326,076	169,036	1,227,912	34	34	1,227,947

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券(時価のあるもの) 中間会計期間末日の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。主な耐用年数は、建物附属設備5～15年、工具器具備品は5～15年であります。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) ソフトウェア(自社利用分)については、定額法により、社内における利用可能期間(5年)で償却しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員及び役員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付の支出に充てるため、内規に基づく当中間会計期間末日現在の退職給付要支給額を計上しております。 退職給付引当金の算定にあたり、当中間会計期間末日における自己都合退職金要支給額を退職給付引当金とする簡便法を採用しております。 (3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当中間会計期間末日現在の役員退職慰労金要支給額を計上しております。
4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産及び負債は、主として中間会計期間末日の直物為替相場による円換算額を付しております。
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第37期 中間会計期間末 2021年6月30日現在	
*1.有形固定資産の減価償却累計額	
建物附属設備	141,905 千円
工具器具備品	120,518 千円
リース資産	19,353 千円
上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。	
*2.消費税等の取り扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、未払消費税等として表示しております。	

（中間損益計算書関係）

第37期 中間会計期間 自 2021年1月 1日 至 2021年6月30日	
*1. 減価償却実施額	
有形固定資産	51 千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第37期 中間会計期間 自 2021年1月 1日 至 2021年6月30日				
1.発行済株式の種類及び総数に関する事項				
	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	42,000 株	-	-	42,000 株
2.自己株式に関する事項		該当事項はありません		
3.新株予約権等に関する事項		該当事項はありません		
4.配当に関する事項		該当事項はありません		

（リース取引関係）

第37期 中間会計期間 自 2021年1月 1日 至 2021年6月30日
ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 ・有形固定資産 主として、本社における複合機(工具器具備品)であります。 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 該当事項はありません。

（金融商品関係）

第37期 中間会計期間末（2021年6月30日）

金融商品の時価等に関する事項

当中間会計期間末における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
1) 現金・預金	603,775	603,775	-
2) 短期貸付金	500,000	500,000	-
3) 未収入金	48,031	48,031	-
4) 未収委託者報酬	405,846	405,846	-
5) 未収運用受託報酬	233,969	233,969	-
6) 未収収益	886	886	-
7) 投資有価証券	2,034	2,034	-
資産計	1,794,544	1,794,544	-
1) 未払手数料	147,299	147,299	-
2) その他未払金	141,312	141,312	-
3) 未払費用	245,023	245,023	-
4) リース債務（ 1 ）	11,094	11,094	-
負債計	544,730	544,730	-

（ 1 ）1年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

1) 現金・預金、2) 短期貸付金、3) 未収入金、4) 未収委託者報酬、5) 未収運用受託報酬、6) 未収収益
これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

7) 投資有価証券（投資信託）

投資信託は公表されている基準価額によっております。

負債

1) 未払手数料、2) その他未払金、3) 未払費用

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

4) リース債務

時価については、元利金の合計額から利息相当額を差し引いた価額を帳簿価額としており、当該帳簿価額によっております。

（注2）子会社株式（中間貸借対照表計上額164,013千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。また、敷金保証金（中間貸借対照表計上額109,816千円）も償還予定を合理的に見積ることができないことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
1) 現金・預金	603,775	-	-	-
2) 短期貸付金	500,000	-	-	-
3) 未収入金	48,031	-	-	-
4) 未収委託者報酬	405,846	-	-	-
5) 未収運用受託報酬	233,969	-	-	-
6) 未収収益	886	-	-	-
合計	1,792,509	-	-	-

（注4）リース債務の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
4) リース債務	3,880	7,214	-	-
合計	3,880	7,214	-	-

（有価証券関係）

第37期 中間会計期間末
2021年6月30日現在

1. 子会社株式

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
子会社株式	164,013
合計	164,013

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

区分	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	2,034	2,000	34
	小計	2,034	2,000	34
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		2,034	2,000	34

（セグメント情報等）

第37期 中間会計期間
自 2021年1月 1日
至 2021年6月30日

1. セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（１）製品及びサービス毎の情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益
外部顧客への営業収益	1,209,351	658,980	75,915

（２）地域毎の情報

営業収益

（単位：千円）

日本	米国	欧州	アジア	合計
1,769,596	82,564	84,488	7,596	1,944,246

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客毎の情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
FWD富士生命保険株式会社	382,256

（注）当社は、単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

3. セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

（１株当たり情報）

第37期 中間会計期間 自 2021年1月 1日 至 2021年6月30日	
1株当たり純資産額	29,236円 85銭
1株当たり中間純損失	228円 76銭
（注）	
1. 当中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
2. 1株当たり中間純損失の算定の基礎は、以下のとおりであります。	
中間損益計算書上の中間純損失	9,608 千円
普通株式に係る中間純損失	9,608 千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	-
普通株式の期中平均株式数	42,000 株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年3月23日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丘本 正彦指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注） １．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- ２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年9月22日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丘本 正彦指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第37期事業年度の中間会計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手

続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注） １．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- ２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年11月4日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているパインブリッジ日本株式SRIファンド<DC>の2021年3月16日から2021年9月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、パインブリッジ日本株式SRIファンド<DC>の2021年9月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年3月16日から2021年9月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。